

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第5号

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第5条 条例第3条第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>[（1） 略]</p> <p>（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓</p>	<p>（日常生活上必要な行為）</p> <p>第5条 条例第3条第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>[（1） 略]</p> <p>（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓</p>

練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為

[(3) ~ (5) 略]

(災害の報告)

第6条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

(認定及び通知)

第7条 [略]

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

(1) 実施機関の職氏名

[(2) ~ (5) 略]

(療養の方法)

第9条 療養補償たる療養は、市長の指定する病院若しくは診療所若しくは薬局（以下「指定医療機関」という。）又は市長の指定する訪問看護事業者（

練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為

[(3) ~ (5) 略]

(災害の報告)

第6条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

(認定及び通知)

第7条 [略]

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

(1) 実施機関の長の職氏名

[(2) ~ (5) 略]

(療養の方法)

第9条 療養補償たる療養は、市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）において行う。

居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）において行う。

(休業補償を行わない場合)

第11条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

[(1) 略]

(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合

(補償の請求方法)

第14条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第16条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じた補償請求書を、職員の勤務する指定機関（実施機関の指定する機関をいう。以下「指定機関」という。）（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した指定機関）を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、指定医療機関又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養補償につい

(休業補償を行わない場合)

第11条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

[(1) 略]

(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

(補償の請求方法)

第14条 補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第16条において同じ。）を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じた補償請求書を、職員の勤務する指定機関（実施機関の指定する機関をいう。以下「指定機関」という。）（職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した指定機関）を経由して実施機関に提出しなければならない。ただし、指定医療機関において療養を受ける場合の療養補償については、この限りでな

ては、この限りでない。

(審査の申立て)

第27条 [略]

2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

[(1) ~ (6) 略]

[3 略]

附 則

7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

[(1) 略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における法定利率に当該支払期月以

い。

(審査の申立て)

第27条 [略]

2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

[(1) ~ (6) 略]

[3 略]

附 則

7 障害補償年金は、附則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

[(1) 略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあって

8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

14 遺族補償年金は、附則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあって

は、当該申出が行われた日)の属する月(条例附則第8条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が60歳に達する月)の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、60歳に達する月までの間に係る額を除く。))が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

[(1) 略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1

は、当該申出が行われた日)の属する月(条例附則第8条第1項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が60歳に達する月)の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金受給権者が附則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、60歳に達する月までの間に係る額を除く。))が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

[(1) 略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1

年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

別表第1（第3条関係）

[1 略]

2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

[(1)～(4) 略]

(5) 市長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

別表第1（第3条関係）

[1 略]

2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

[(1)～(4) 略]

(5) 市長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かじょう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

[(6) ~ (13) 略]

- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

[(1) 及び (2) 略]

- (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

[(4) 及び (5) 略]

- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

[(1) 及び (2) 略]

- (3) すず、鉍物油、漆、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

[(4) ~ (9) 略]

[5及び6 略]

- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

- (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路

[(6) ~ (13) 略]

- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

[(1) 及び (2) 略]

- (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

[(4) 及び (5) 略]

- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

[(1) 及び (2) 略]

- (3) すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

[(4) ~ (9) 略]

[5及び6 略]

- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

- (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路

系腫瘍

(3) 4—アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

(4) 4—ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

[(5) 略]

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

(7) [略]

(8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫

(9) [略]

(10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん

(11) 3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

(12) オルト—トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

(13) 1・2—ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(14) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(15) 放射線にさらされる業務に従事

系しゅよう

(3) 4—アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(4) 4—ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

[(5) 略]

[号の細分を加える。]

(6) [略]

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

(8) [略]

(9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

(10) 放射線にさらされる業務に従事し

したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫

(16) [略]

(17) (1) から (16) までに掲げ

るもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

- 8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

[9及び10 略]

たため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ

(11) [略]

(12) (1) から (11) までに掲げ

るもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

- 8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血拴症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

[9及び10 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第7号注意事項6中「請求書」を「証書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。